

令和 8 年

寒河江市農業委員会第 6 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第6回総会

日 時 令和8年6月25日（木）午前9時00分

会 場 寒河江市役所 1階 議会会議室

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
10 番 大 泉 孝 彦	11 番 鈴 木 浩 之	12 番 原 田 義 人
13 番 芳 賀 宏	15 番 奥 山 浩 二	16 番 布 施 功 子
17 番 片 桐 道 雄	18 番 木 村 三 紀	

出席農地利用最適化推進委員

2 番 五十嵐 博 志	3 番 斎 藤 幸 宏	4 番 渡 邊 慎 一
5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎	7 番 鬼 海 和 幸
8 番 菖 蒲 修	9 番 渡 邊 正	

欠席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行

事務局

事 務 局 長 渡 邊 健 一	事務局長補佐（総括） 佐 藤 陽 一
事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖 広	農 地 係 主 任 芳 賀 遼太郎
農 地 係 主 事 鈴 木 颯	総 務 係 主 任 清 野 倫

報告事項

- （1）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- （2）工事進捗状況報告書について
- （3）農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第21号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第23号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況について

開会 午前 8時58分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第6回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数17名中、出席委員17名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、8名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、10番大泉委員、12番原田委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

きます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。
議第21号から議第23号までの議案について一括上程します。

(1) 議第21号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第23号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」

以上、議第21号から議第23号まで、一括上程致します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
片桐会長職務代理人、報告をお願いします。

片桐会長職務代理人 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る6月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査をしました。なお、現地調査の案件はありませんでした。申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります、各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時30分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時30分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第21号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。

木村議長

はい、氏家委員。

氏家委員

8 番、氏家です。

議第 2 1 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、5 ページをご覧ください。順位 5 1 番。

(議案書順位 5 1 番朗読)

地図をご覧ください。所在地は市民体育館の西側を 1 k m くらい入ったところの農道を挟んだ 2 筆の畑になりますが、現在は雨よけハウスのさくらんぼ畑になっております。ここを更地にして桃を栽培する予定となっております。また、もう一か所はさらに農道を進んだところになりますが、ここは現在は休耕地となっております、同じくこちらにも桃を植栽する予定となっております。6 月 1 2 日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地を確認しております。申請どおりであれば、特に問題はないと判断してきたところです。

本日の地区審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 順位 5 1 番は農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第 2 1 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第 2 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第 2 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員

はい、議長。

木村議長

はい、後藤委員。

後藤委員

3 番、後藤です。

議第 2 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、7 ページをご覧ください。順位 1 6 番。

(議案書順位 16 番朗読)

6 月 15 日に柴橋地区の農業委員・推進委員で現地確認、調査してまいりました。所在地は地図をご覧ください。寒河江から柴橋の方に向かう道路があります。その中間ごろで日通の営業所の西側の方になります。この場所につきましては、寒河江スクリーンとレストランあんだんてに挟まれた遊休農地でありまして、周りには建物が建っているという状況であります。計画のとおりであれば他に何も影響がないということなので問題ありませんでした。

本日の地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 16 番は倉庫建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にあり住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第２２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第２２号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第２３号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」、事務局から報告をお願いします。

事務局（事務局長補佐（総括）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（総括）） それでは、議第２３号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」説明させていただきます。

この議案につきましては、令和４年２月２日付けの農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」において、「農業委員会は、当該記録簿に基づき、最

適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする」とされていることにより、行うものです。

資料の議第23号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」をご覧ください。令和7年度当初に設定いたしました最適化活動の成果並びに活動目標に対する実績について記載しております。

1 ページをご覧ください。昨年4月1日現在の農業委員会の体制、本市の農家並びに農地等の概要を「農業委員会の状況」として記載しております。各数値の説明は省略いたします。

2 ページをご覧ください。最初に最適化活動の成果目標として掲げております(1)「農地の集積」の中段、③実績についてご説明いたします。令和7年度の活動による年度末累計集積面積は1,393haとなり、前年度より49.8haの減となりました。これは集落営農組織2組織の解散があったため、これらの組織により管理されていた農地が集積面積から除外となったためであります。これにより、農地面積2,340haに対し集積率59.53%となりまして、目標集積率62.0%に対し、達成状況96.02%で目標クリアにはなりませんでした。これにより農業委員会の点検結果としては、「集落営農組織2組織の解散があり累計集積面積が減少したため、集積率についても前年度を下回る結果となった。解散した集落営農組織が管理していた農地について、担い手への集積を図る必要がある。中山間地等の条件不利地については、農業者の減少並びに高齢化のため依然として受け手が確保できない状況である。」といたしました。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消の「既存遊休農地の解消」についてでございます。3 ページをご覧ください。③

の実績のアの a 「緑区分の遊休農地の解消」について、令和 7 年度の活動による緑区分の遊休農地の解消は 0. 9 7 h a で、1 年間の解消目標面積の 6. 6 h a に対し、達成状況は 1 4. 7 %でした。④のその他の項目では、令和 7 年度の利用状況調査等の実施状況について記載しております。1 号遊休農地の面積は 6 0. 8 h a、うち緑区分が 2 2. 6 h a、黄区分が 3 8. 2 h a となっており、緑区分から黄区分に移行となる遊休農地が増えてきております。これにより、点検結果としまして、「中山間地域の遊休農地の解消が進まず、緑区分から黄区分に移行となる農地が発生し、新規発生と併せて遊休農地が増加している。意向調査に基づく非農地判断等も含め、所有者への管理等の指導を行う必要がある。」といたしました。

続きまして、(3)「新規参入の促進」についてです。4 ページをご覧ください。③の実績について、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た面積につきましては、0. 9 h a で、目標の 1. 3 4 h a に対して、達成状況は 6 7. 3 %となっております。点検結果は、「新規参入者への貸付同意の公表制度の認知度が低く、周知方法はじめ、制度に対する理解や必要性、貸付同意を得るための手段を見直す必要がある。」といたしました。成果目標につきましては、以上です。

続きまして、「2 最適化活動の活動目標」についてです。(1)の「最適化活動を行う日数目標」については、令和 7 年度から月に 1 0 日と設定しております。(2)の「活動強化月間の設定」の実績につきましては、令和 7 年度は②の実績に記載の 3 つの取り組み項目で、活動強化月間の設定回数が 5 回となりました。内容につきましては、7 月の認定新規就農者の圃場等巡回指導における指導・助言、9 月の農地パトロール関係の活動、1 1 月、1 月、3 月に行った中間管理事

業の契約会における活動としております。

次に、新規参入相談会への参加についてです。5ページをご覧ください。令和7年度は、12月15日に新規就農者相談会が開催され、4名の農業委員及び農地利用最適化推進委員から参加いただきました。農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況につきましては、以上となります。

なお、この活動の結果並びに実績を踏まえ、令和7年度の農業委員会活動に対する標語を設定することとされております。お配りいたしました資料1「農業委員会の目標の標語（令和7年度最適化活動点検・評価）」をご覧ください。評価の設定に当たっての評価方法、点数について記載しております。表2の（1）及び（2）の成果目標、活動目標の達成状況に応じた点数の合計点を表1に当てはめると、合計点が7点となりまして、これにより前年度同様でございますが、表1の「目標に対して期待どおりの結果が得られた」との評価に該当することとなります。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々の最適化活動につきまして、実施状況、目標達成状況の点検・評価が義務付けられております。国の通知により、本来、委員の皆様様の活動結果を別紙様式3にまとめましてお配りしまして、これに基づいて総会において点検・評価し、様式の所定の枠に評価及び総会で出された意見を記入し、皆様方に返却することとされておりますが、令和7年度分の実績取りまとめがまだ完了しておりません。大変申し訳ございません。早急に取りまとめまして、後日お送りさせていただきますので、点検・評価欄にコメントを記入いただき、ご返送いただきますようお願いしたいと思います。

資料に戻りまして、資料2をご覧ください。個人の評価、評価の決定につきましては、先ほどと同じく表2の成果目標及び活動目標の各項目と照らしまして、得られました点数に基づき評価を決定しております。地区毎の目標並びに成果の

状況につきまして取りまとめました資料 3 をお配りしております。資料 2 の「農業委員等の目標の評語（令和 7 年度最適化活動点検・評価）」は、表 2 の（１）の成果目標の農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進のほか、活動日数が評価項目となります。農業委員会全体では令和 7 年度の 1 人当たりの平均活動日数は 6 日未満でございました。評価項目に対します該当者数は、資料記載のとおりとなります。資料 1 の農業委員会の達成状況、資料 2 の農業委員・推進委員の評価点の状況、資料 3 の各地区の実績をご覧の上、この場におきまして御忌憚のないご意見いただきまして、後日お配りいたします様式 3 の農業委員会としての評語の部分に記入させていただきご意見をまとめたいと思います。

なお、資料 1 から 3 「農業委員会の目標の評語（令和 7 年度最適化活動点検・評価）」及び様式 3 につきましては、総会終了後回収とさせていただきますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

木村議長

これより、質疑に入ります。

ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第 23 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」、原案のとおり決議することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第２３号は、原案のとおり決議いたしました。

木村議長

ここで私から事務局と皆さんに意見を求めたいと思いますけれども、今日の総会の報告事項の７８番と８０番で新規就農者の方がどういう状況で簡単に借りて、解約できるのか、担当地区の関わった方からまず意見を求めたいと思います。では、寒河江地区の山田委員。

山田委員

１番、山田です。７８番の■■■■君が借りていた樹園地、さくらんぼですけれども、剪定も消毒もほぼなっていなかったということで、■■■■さんは８０過ぎたから是非誰か探してほしいということで。■■■■さんの方から畑はどうなっているのかという確認があったわけです。■■■■君はそっちこっちの畑が無剪定、無消毒の状態でありました。■■■■君どうなんだということで、事情がありまして親から独立していて、親が同じ地区の■■■■君なんですけれども、親とも会ってこういう状況で■■■■君の方にもきちんと話していただきたいと率直に申し入れたことがあったわけです。■■■■君からも、一緒にやっていたパートナーが急遽農業の手伝いを辞めたという事情で、■■■■君もだいぶ落ち込んでいた時期があったわけです。精神的に不安定で心配していたんですけれども、消毒も草刈りもほぼなっていないわけで、寒河江地区の他にもいろんな地区に農地を借りているということもあって、「今後、■■■■君、大丈夫か」ということで話した結果ですね、ここは手放すということで解約に至ったわけです。

木村議長

そのあとここは何かに使うのか。

山田委員

さくらんぼの畑を解約して、まだ契約が入っていませんので、畑をつくっている■■■■君が面積を拡大したいと前から希望があったわけで。枝の方も剪定できていませんでしたので、途中ですね、彼が思い切って、何とか今現在、ビニールもかけています。そういう状況を放っておけなかったわけです。1年放っておきますとさくらんぼがなくなってしまうので。

木村議長

再起しないのか。

山田委員

■■■■君ですか。

木村議長

いや、さくらんぼ畑。

山田委員

大丈夫です。■■■■君がその後、若干剪定して、整地して、草を刈って、ビニールもかけて、きちんと園地の方は整っております。

木村議長

では、またご指導の方よろしく申し上げます。

次の80番の高松の件についてわかる人。高松地区、影沢委員ですか。

後藤委員

柴橋ですね。柴橋・高松。

木村議長

柴橋か。柴橋・高松。柴橋で誰かわかる人。後藤委員。

後藤委員

はい。この間、事前審査会で初めて見て私もびっくりしたんですけども、ただこういうふうに■■■■君もそうだし、この件の■■■■君もそうなんですけれども、今までどんどん借りていて、補助事業だなんだかんだ使ってやっていた。この補助事

業の要件が、例えば経営面積が2ha以上ないとだめだとかの要件があつて借りざるを得なくて自分の能力以上に借りているんじゃないか、というところに一つ原因があるのではないかというふうに思います。この畑については、柴橋の代官所からちょっと西側に行ったところなんですけれども、ちゃんと草は刈ってあるし、ただ果樹園といっても苗木が何本か植えられているだけで、ただ管理だけはなっている状況です。今後こういうことが他の新規就農者でも出てくるのではないかという感じがします。我々も新規就農者というと、あなた作れ、ここもあなたが作れと。楽なんですよ、一番。解消にもなるし、楽なんですけど、やっぱりそのへんを今後いろいろ検討して、本人とも話し合いながら。それから、その補助事業を受けるための面積要件とか、そういうのも、もうちょっと改善していかないと、こういう件は今後とも増えていくんじゃないかという感じがしています。

以上です。

山田委員

はい、議長。

木村議長

はい、どうぞ。

山田委員

私、■■■■君のサポーターになっています。彼は■■■■■■■■■■に家を建てたわけなんですけれども、新規就農した時点で、結構作付が点々としていたんです。柴橋とか。それで何とか石持町の団地に集約したいと。だいたい畑が点々としていたわけですから。それで数年前、3年前ですかね、私の石持町の団地、2反歩さくらんぼを植替えて今現在やっておりますので、■■■■君についてはこういった解約もあるわけなんですけれども、私が見る限りは管理がきちんとなっている。ただ柴橋の方はちょっとわからない。

木村議長

では、今の山田委員と後藤委員の意見を踏まえて事務局で。
日下部補佐。

事務局（事務局長補佐（農地担当））

はい。今の実情の方は実際このままのことです。事前
審査会の方でも話しましたし、会長の方にもお話ししました
けれども、少し新規就農の方、後藤委員も言いましたけれど
も、どんどん借りている方もいらっしゃいますけれども、自
分の家族、労働力もあると思うんですけれども、少し身の丈
に合ったというか、失礼ですけれども、そのへんを知ってい
かなきゃいけないかなと思いますけれども、新規就農の方は
夢や希望を持って寒河江の農業を頑張ろうとしている方でも
ありますし、そことの折り合いを付けながらやっていかなか
ちゃいけないのかなと思っておりますので、皆様の方からも
温かい目を見ていただいて、あと叱責も是非よろしく願い
たいと思います。

以上です。

木村議長

一番難しい問題だね。今の温かい目で見るというのは。私
も何回も言いますが、白岩の方でも新規就農者が途中
でリタイアして、その後の後始末を当時の白岩の農業委員と
高松と柴橋の農業委員にも迷惑をかけて解消したという事例
がありますので、今、補佐が言ったような長い目で見ると
はなく短い目で見て、ダメなものはダメだ、いいことはいい
と、私はきっぱり区別をつけた方がいいと思いますけれども、
どう思いますか。芳賀委員、どう思いますか。

芳賀委員

大変難しい問題ですね。後藤委員のお話にもあったと思う
んですけれども、自分のキャパ以上になった時には、これは
ダメだねときっぱりと断るというかあつ旋しないという態度

も必要かなと思います。その一方で日下部補佐が言うように、夢と希望を持ってというところで、これくらいだったら農業で暮らしていけないということもあるんだと思います。なのでこれくらいは必要だというような、このくらいの面積があって、売り上げでこれくらいになって、そうしないと農業で食べていけないというふうなところもあるということなので、長い目、短い目の間くらいところでいけたらいいなと思います。

木村議長

落としどころは非常に難しいところだと思いますけれども、農業委員、推進委員の方にもこういった状況は寒河江市だけでなく他の県内の農業委員会でもこういった状況はあります。寒河江市農業委員会からはそういった悪い事例を出さないで、みんなが夢と希望を持って農業をできるような体制を作っていきたいなと思いますので、是非皆さんからも同じような地区での問題がありましたら、情報を共有しまして考えていかなければと考えております。この件について、私からは以上ですけれども何かありませんか。

木村議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。
ご苦労様でした。

閉会 午前10時00分

令和8年6月25日

第6回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 10番委員.....大泉孝彦.....

議事録署名委員 12番委員.....原田義人.....